

平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成21年 7月21日
独立行政法人国立美術館

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成20年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入、省エネルギー改修事業（E S C O事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務については、該当がなかったが、今後発生する場合は基本方針に基づき、環境配慮契約の締結に努める。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための独立行政法人国立美術館における体制として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき設置された「独立行政法人国立美術館グリーン調達推進体制」を活用することとした。
- 環境省主催の環境配慮契約法に関する説明会に積極的に参加するよう、各館に周知し、環境配慮型契約に関する理解を深めるようにした。